

政令第 号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二條第一項及び第百十四條の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項第一号イ及びロ中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第二号中「前号イからへまで」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 大型自動車のうち前号イに掲げるもの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるもの以外のもの  
の 九十キロメートル毎時

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
- 3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

## 理由

最近の道路交通をめぐる情勢の変化に鑑み、大型自動車等のうち専ら人を運搬する構造のもの以外のものが高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の政令で定める最高速度を引き上げる必要があるからである。

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

.....  
1

改正案	現行
<p>（最高速度）</p> <p>第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速度自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時</p> <p>イ 大型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。次号において同じ。）のうち専ら人を運搬する構造のもの</p> <p>ロ 中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。次号において同じ。）のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの</p> <p>ハ〜ヘ（略）</p> <p>二 大型自動車のうち前号イに掲げるもの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるもの以外のもの 九十キロメートル毎時</p>	<p>（最高速度）</p> <p>第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速度自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時</p> <p>イ 大型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）のうち専ら人を運搬する構造のもの</p> <p>ロ 中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの</p> <p>ハ〜ヘ（略）</p> <p>（新設）</p>

<p>2 (略)</p>	<p>三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時</p>
<p>2 (略)</p>	<p>二 前号イからへまでに掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時</p>